

佐賀県後期高齢者医療広域連合

地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）

【2019 年度（令和元年度）～2030 年度（令和 12 年度）】

佐賀県後期高齢者医療広域連合

目次

1	背景	1
2	基本的事項	2
	(1) 目的	
	(2) 対象とする範囲	
	(3) 対象とする温室効果ガス	
	(4) 計画期間	
3	温室効果ガスの排出状況	3
	(1) 「温室効果ガス総排出量」の算出方法	
	(2) 「温室効果ガス総排出量」の状況	
4	温室効果ガスの排出削減目標	4
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガスの削減目標	
5	目標達成に向けた取組	5
	(1) 取組の基本方針	
	(2) 具体的な取組内容	
6	推進体制と実施状況の公表	7
	(1) 推進体制	
	(2) 実施状況の点検及び公表	

1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年（平成10年）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、全ての都道府県及び市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

佐賀県後期高齢者医療広域連合においても、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2 基本的事項

(1) 目的

佐賀県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、佐賀県後期高齢者医療広域連合（以下「本広域連合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本広域連合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 計画期間

2019年度（令和元年度）から2030年度（令和12年度）末までを計画期間とします。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の算定方法

本計画における温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策法施行令（平成11年政令第143号）に基づく排出係数及び地球温暖化係数を用いて算出します。

(2) 「温室効果ガス総排出量」の状況

本広域連合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、19,270kg-CO₂となっています。

排出活動	活動量	排出係数	二酸化炭素排出量
電力の使用	30,487kWh	0.599kg CO ₂ / kWh	18,262kg
自動車の使用	434.6L	2.32kg CO ₂ /L	1,008kg
総排出量			19,270kg

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本広域連合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

中間年度として 2024 年度（令和 6 年度）末に基準年度 2013 年度（平成 25 年度）比で 20%削減、目標年度 2030 年度（令和 12 年度）末に 40%削減することを目標とします。

表 2. 温室効果ガス（CO₂）の削減目標

項目	基準年度 2013年度 (平成25年度)	中間年度 2024年度 (令和6年度)	目標年度 2030年度 (令和12年度)
温室効果ガスの排出量	19,270kg	15,416kg	11,562kg
削減率	-	20%	40%

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電力使用量とガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

【目標達成に向けた取組内容】

① O A 機器等の管理

- ・ O A 機器、家電製品等については、スイッチの適正管理や節電機能の活用等により電力使用量を抑制するように適切に使用します。
- ・ 退所時には、O A 機器、家電製品等の電源を切ることを徹底します。
- ・ O A 機器、家電製品等の導入・更新に当たっては、電力使用量の抑制効果が高い機種等の選定について検討します。

② 照明設備の管理

- ・ 始業前、昼休み及び夜間における照明は、特に照明が必要な箇所を除き消灯し、会議室の照明については、利用時間を除き、こまめに消灯することを徹底します。

③ 冷暖房設備の管理

- ・ 冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正を図ります。
- ・ 夏季における服装については、クールビズを励行します。また、冬季についてはウォームビズを励行します。

④ 働き方の管理

- ・ 事務効率の向上を図り、時間外勤務の削減に努めます。

⑤ 公共交通機関の活用

- ・ 出張移動に当たっては、できる限り公共交通機関の利用に努めます。

⑥ 公用車におけるエコドライブの実践

- ・ 急加速、急発進及び空ぶかしは行わず、制限速度を遵守します。
- ・ 不要な荷物は積載しません。

- ・カーエアコンの適正使用を図ります。

⑦ 職員等への周知

- ・スケジュール会議や新任職員研修等において、計画の周知を図り、取組内容の徹底を図ります。
- ・委託業者へも周知を図り、取組内容の徹底を図ります。

【その他省資源・省エネルギーを推進する取組】

① グリーン購入・グリーン契約等の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく物品の調達に努めます。
- ・詰め替え可能な文具等の使用を促進します。
- ・コピー用紙や印刷物等の用紙類は、古紙配合率の高い再生紙の使用に努めます。

② 用紙類の使用量の削減等

- ・両面・集合印刷（コピー）や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。
- ・内部資料については、原則カラー印刷でなく、モノクロ印刷に努めます。

③ リサイクルの推進

- ・使用済み封筒、段ボール類の再利用を推進します。
- ・使用済み紙類、ペットボトルの分別によるリサイクルを推進します。

④ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・できる限りエレベーターは使わず、階段利用に努めます。

6 推進体制と実施状況の公表

(1) 推進体制

計画を推進するために、本広域連合事務局長を計画の推進責任者とし、各課長を計画の推進担当者とします。

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供など総合的な推進を図ります。

(2) 実施状況の点検及び公表

計画の実施状況については、定期的に点検を実施するとともに、毎年1回、温室効果ガスの総排出状況の本広域連合ホームページで公表します。